

軽井沢町広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、軽井沢町広告掲載要綱（平成18年輕井沢町告示第74号）第3条第2項の規定により広告事業の掲載に関する基準を定めるものとする。

(広告に関する基本的な事項)

第2 軽井沢町が保有する公有財産、物品、印刷物及びその他の資産（町のホームページを含む。）に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であり、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準の特例)

第3 この基準に規定するもののほか、広告の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、掲載をしないものとする。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に関する業種
- (5) 不動産に関する業種
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (9) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている

業種や事業者

- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 軽井沢町から指名停止措置を受けている事業者
- (15) 当町の町税等を滞納している事業者
- (16) 法令等に違反している事業者
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告を表示することが適当でない業種又は事業者

（掲載基準）

第 5 次の各号に掲げるものは、広告に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和 22 年法律等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告欄の明示)

第 6 広告欄には、「広告」の文言を記述する方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

(広告内容等に係る個別の制限)

第 7 この基準に定めるほか、広告に掲載することができない内容等については、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 1 日より施行する。